

陳情番号	件名
第 22 号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善について
受理年月日	
28.10.25	

陳情の趣旨
<p>【陳情趣旨】</p> <p>厚生労働省は「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について（5局長通知）」や「医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため『医療分野の雇用の質』の向上のための取組について（6局長通知）」の中で医療従事者の勤務環境の改善のための取組みを促進してきました。また、医療勤務環境改善に関する改正医療法の制定（2014年）では、勤務環境改善にむけた各医療機関の取組みを支援するよう都道府県に求めています。</p> <p>しかし、日本医労連が2013年に実施した「看護職員の労働実態調査」（回答数32,372）では、「慢性疲労」（73.6%）、「辞めたいと思う」（75.2%）という看護師の実態や、医療の提供についても「十分な看護ができていない」（57.5%）、「ミス・ニアミスの経験がある」（85.4%）という事態に陥っており、これらの状況が前回の調査（2010年）から改善されていないことも明らかになっています。</p> <p>勤務環境の改善なしに医療提供体制の改善はあり得ません。看護師等の具体的な勤務環境の改善を可能にする増員計画を作成し、そのための看護師確保策を講じていく必要があります。安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医療従事者の勤務環境の改善を実効性のあるものにし、医療提供体制を充実していくことが求められています。</p> <p>以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を提出していただけるよう陳情いたします。</p> <p>【陳情項目】</p> <p>1．医師・看護師・医療技術者・介護職などの夜勤交代制労働における労働環境を改善すること。</p> <p>1日8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間隔のインターバル確保、夜勤回数制限など、労働環境改善のための規制を設けること。</p> <p>夜勤交代制労働者の労働時間を短縮すること。</p> <p>介護施設などにおける1人夜勤を早期に解消すること。</p> <p>2．安全安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術者・介護職を増員すること。</p>

3．患者・利用者の負担軽減を図ること。

4．費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保すること。

以 上

陳情番号	件名
第 23 号	介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現について
受理年月日	
28.10.25	

陳情の趣旨
<p>【陳情趣旨】</p> <p>超高齢化を迎える中で、介護従事者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。厚生労働省が発表した介護人材需給推計では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には37.7万人が不足するとしています。人材不足は地域の介護施策にも深刻な影響を与えるため、自治体としても看過できない問題であり、国が責任を持って解決・改善にあたるべきです。</p> <p>多くの介護施設では、利用者の安全や必要最低限の介護を提供する体制を確保するため、職員を加配しています（厚生労働省「介護事業経営実態調査」）。そのような状況でも、介護現場では年次有給休暇はもとより、公休すら計画通りに取得できないという実態が横行しており、法定基準の大幅な引き上げ労働環境の改善を図る事は離職防止を進めるうえでも重要な課題となっています。国は、介護職員の低賃金の改善を図るためとして、2015年の介護報酬改定で介護職員処遇改善加算を強化しました。しかし、同時に基本報酬が4.48%も引き下げられており、介護事業所の倒産が過去最多となるなど（東京商工リサーチ調べ）、事業所の運営にも深刻な影響が出ています。このような状況の中で、事業所の継続のために賃金・労働条件の見直しや体制の引き下げなどを検討する事業所も出てきており、利用者の安全や介護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっています（中央社保協「介護事業所アンケート」）。</p> <p>本来、介護施設等の安全・安心な職員体制や介護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきです。しかし、現実には、職員体制の充実が事業所の努力に委ねられ、処遇改善も利用者・国民の負担に依拠し、さらには介護報酬の引き下げによって処遇改善や体制確保を不安定にしています。国の責任で人材確保・離職防止の実質的な対策、及び安全・安心の介護体制の確立を実現させることが必要です。</p> <p>以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を提出していただけるよう陳情いたします。</p> <p>【陳情項目】</p> <p>1. 介護職員をはじめとする、介護現場で働くすべての労働者の処遇改善を図ること。</p>

- 2 .介護保険施設の人員配置基準を利用者 2 人に対して介護職員 1 人以上に引き上げること。夜間の人員配置を改善（一人夜勤の解消）すること。
- 3 .上記の項目の実現を図るために介護報酬の大幅な引き上げを行うとともに、処遇改善についての費用は国費で賄うこと。

以 上

陳情番号	件名
第 24 号	通院の小児医療費助成の拡大について
受理年月日	
28.11.4	

陳情の趣旨
<p>【趣旨】</p> <p>1 . 通院の小児医療費助成を、早期に中学校卒業まで拡大してください。また通院の小児医療費助成に、一部負担金を導入しないよう陳情致します。</p> <p>【理由】</p> <p>子どもを抱える世帯の生活実態は依然厳しく、子どもの6人に1人が貧困（1）を強いられており、経済的な理由で医療を受けられない子どもが増えています。貧困を原因とした口腔崩壊が各地で報告されるなど、受診できないことによる悪化事例が報告されています。このような実態を改善すべく、早期に中学校卒業までの小児医療費助成制度の拡充を望みます。</p> <p>小児医療費助成制度の議論では度々、「不必要な受診を招く」等の指摘がなされていますが、中学校卒業までの無料化を早期に実現した東京都では、当該制度の拡大により救急車の出動件数や夜間・休日の受診が増えた等の事実はございません。また群馬県では、医療費助成を中学校卒業まで拡充した結果、夜間などのコンビニ受診が減り医療費削減にも寄与しているとの答弁が、県議会でなされています。</p> <p>小児医療費助成制度の対象拡大により、一時的に市の負担は増えることと思われませんが、長期的には早期受診・早期治療により市民の健康増進や医療費の削減にも寄与するものと考えます。</p> <p>また横浜市や川崎市では、通院の医療費助成に一部負担金（1回の受診で500円）を導入することを決めました。小児は感染症などの病気にかかりやすく、小児科はもちろん、眼科や耳鼻科などの複数科を頻回に受診することもあります。1受診500円の負担が、受診抑制につながることはいうまでもありません。貧困世帯の増加に歯止めがかからない中、せめて医療へのアクセスは一部負担金というハードルを設けることなく、市として保障を継続してください。</p> <p>（ 1 ）平均的所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の割合を示す「子どもの貧困率」調査より（2012年厚生労働省）</p>

陳情番号	件名
第 25 号	原発事故避難者に対する住宅無償提供継続について
受理年月日	
28.11.7	

陳情の趣旨
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所の事故から 5 年半の月日が経ちましたが、事故によってふるさとを離れることを余儀なくされた避難者は、今も約 10 万人に上り、神奈川県でも 3 千人近い方々が避難生活を送っています。</p> <p>子どもの健康を心配して暮らす母子、ふるさとを想いながら子どもや親戚を頼って仮住まいをしているお年寄りなど、態様はさまざまです。いずれの方々も苦難に耐えながら、なんとか避難先に根差した生活を送っております。</p> <p>しかし、政府と福島県は昨年、避難指示区域外からの避難者に対する借り上げ住宅等の無償提供を来年 3 月限りで打ち切ることを決定し、神奈川県でもその準備が進められています。打ち切り対象者は全国で 1 万 2 5 0 0 世帯・ 3 万 2 3 0 0 人を超え、神奈川県でも 2 9 7 世帯・ 7 7 0 人が対象になっています。</p> <p>住宅は最も基本的な生活の基盤です。中でも自助努力で避難生活をつないでいる母子避難者にとっては、唯一の命綱です。これを切られることは、直ちに経済的な困窮に陥り、子どもたちの未来をも断ち切ることになりかねません。</p> <p>福島県が行った避難者の意向調査では、県外避難者の 7 7 . 7 % が「来年 4 月以降の住宅が決まっていない」と答え、神奈川県のアンケート調査では 7 2 % が「神奈川県に住み続けたい」と答え、 8 1 % の人々が住宅支援を求めています。</p> <p>原発事故からの生活再建には長い時間が必要です。懸命に生きている人々の生活を支え、子どもたちの希望をつなぐために、政府と福島県及び神奈川県に対し、原発事故避難者に対する住宅無償提供継続の意見書提出を求める陳情を致します。</p> <p>【陳情項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 . 福島原発の避難者が今のまま住み続けられるよう、住宅支援策を継続、拡充させること。 2 . 原発事故子ども・被災者生活支援法に基づき、抜本的、継続的な住宅支援が可能な新たな制度を確立すること。

陳情番号	件名
第 26 号	若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求めることについて
受理年月日	
28.11.7	

陳情の趣旨
<p>貴職におかれましては、市民の生活向上と福祉向上のためにご尽力されていることに敬意を表します。</p> <p>私たち年全者組合は、高齢者が地域で安心・安全、健康で暮らせることを願い、活動しています。とりわけ、生活に欠かせない年金の確保をめざして運動をしています。</p> <p>厚生労働省は昨年4月からの年金を0.9%増額改定しました。しかしこれは、一昨年の物価上昇率2.7%と実質賃金上昇率2.3%の低率の方を基準にしたうえ、「特例水準」の解消として0.5%を減じ、さらに「マクロ経済スライド」を初めて適用させて0.9%減額した結果0.9%増額にとどめたという不当なものです。その結果、1.8%の目減りとなりました。今年4月からの年金は、昨年の物価上昇率が0.8%であるにも関わらず据え置きとなり、さらに目減りしています。</p> <p>また、政府・厚生労働省は「マクロ経済スライド」の適用を今後30年間も続けて、毎年1%程度の年金引き下げを見込み、そのうえ、この仕組みをデフレ経済下でも発動できる制度改定を狙っています。</p> <p>年金額の実質低下に加え、消費税増税、物価上昇、住民税・医療・介護保険料等の負担増が高齢者・年金生活者にとってトリプルパンチとなり、食生活まで切り詰め、通院も控えざるを得ない深刻な実態となっており、まさに生きる権利が脅かされています。</p> <p>高齢人口が増加するなか、年金は地域経済にとっても重要な位置を占めています。年金額が下がることは地域の消費力低下を招き、市の財政にも大きく影響を及ぼすことになるでしょう。</p> <p>年全削減は、高齢者だけの問題ではありません。年収200万円に満たない低賃金、不安定な雇用形態で働く労働者が増加する異常な状態は、現役世代にとって「将来の年全生活」を一層不安なものにしています。安定・安心できる年金制度の確立にとって必要なことは、正規労働が当たり前、最低賃金の大幅引き上げ・全国一律化など、現在と将来の生活に明るい見通しを示すことです。そうすれば経済の好循環が始まります。</p> <p>私たち年全者組合は、高齢者が安心・安全・健康で長生きでき、地域とつながり街づくりに貢献できることを願っています。</p>

このような高齢者の命綱である年金積立金をリスクのある株式投資比率を増し、10兆円を超す大損害を出しています。積立金運用は、海外ではリスクのある株式投資を避け、安定した債権運用が図られています。

つきましては、年金問題に関わる下記事項について、地方自治法第99条にもとづき、国会・政府関係省庁に送付されますよう陳情いたします。

記

- 1．年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること。
- 2．年全を毎年引き下げる「マクロ経済スライド」を廃止すること。
- 3．全額国庫負担の「最低保障年金制度」を早期に実現すること。
- 4．年金支給開始年齢はこれ以上引き上げないこと。
- 5．GPIFに対し株式投資をやめ安定的な運用をするよう指導すること。

以 上

陳情番号	件名
第 27 号	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求めることについて
受理年月日	
28.11.7	

陳情の趣旨
<p>【陳情項目】 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書を国に提出してください。</p> <p>【陳情の趣旨】 アベノミクスによる“異次元の金融緩和”によって、大企業の内部や富裕層の所得は増えましたが、労働者の実質賃金は下落し、消費支出も減少し続けています。“雇用の流動化”が押し進められ、非正規労働者が全労働者の4割に達し、労働者の4人に1人が懸命に働いても年収200万円以下というワーキング・プアに陥っています。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、自立も結婚も出産もできない人が増え、少子高齢化がますます進行し、親の貧困が子どもたちの成長・発達を阻害するという“貧困の連鎖”も社会問題化しています。</p> <p>2016年の改定による地域別最低賃金は、全国の加重平均で823円と初めて800円を超えましたが、なお先進国で異常に低い水準のままです。毎日フルタイムで働いても月11万～14万円の手取りにしかならず、これでは憲法が保障する“健康で文化的な最低限度の生活”はできません。そして最も高い東京で時給932円(本神奈川県では930円)、最も低い地方は714円です。時間額で218円にまで広がった地域間格差が、労働力の地方からの流出を招き、地方の高齢化と地域経済を疲弊させる要因となっています。地域経済を再生させるうえで、地域間格差の是正と最低賃金の大幅な引き上げが必要です。</p> <p>安倍首相は、「最低賃金を毎年3%程度引き上げて、加重平均で1,000円をめざす」「GDP目標600兆にふさわしい最低賃金にする」と表明しました。しかし年3%の引上げでは「できる限り早期に全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1,000円をめざす」とした「雇用戦略対話」での政労使三者合意を先延ばしすることになります。政治的決断で、直ちに1,000円に引き上げるべきです。</p> <p>あわせて、中小企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策を拡充すると同時に、最低賃金を改善することは、景気刺激策として有効です。さらに公正取引の確立の点からみても、最低賃金を生活保障水準に引き上げ、企業間取引の力関係の中で単価削減・賃下げが押しつけられないようにし、適正利潤を含んだ単価を実現させることが大切です。</p>

最低賃金法第9条には、「最低賃金の原則」として「労働者の生計費と賃金」に海外でもほとんど例のない「支払能力」が併記されています。政府や使用者側はこれを理由に、最低賃金を劣悪な労働条件の多い小零細企業の労働者の賃金を指標としています。この「生計費」原則を無視した地場賃金を低くおさえる動きによって、地域間の賃金格差を固定・拡大され、地域経済の疲弊の進行させているのです。

憲法では「すべて国民は、法の下に平等」「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とされ、労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としています。そして最低賃金法第9条は、最低賃金は生活保護を下回ってはならないとしています。最低賃金の地域格差をなくして大幅に引き上げ、中小企業支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、国に対して意見書を提出するよう陳情します。

陳情番号	件名
第 28 号	国に私学助成の拡充を求めることについて
受理年月日	
28.11.16	

陳情の趣旨
<p>【陳情理由】</p> <p>高校生の3割を超える生徒が私立高校に通い、幼児教育、大学教育においてはその8割を私学教育が担っており、私学は公教育の場として大きな役割を果たしています。しかし、その教育条件等の整備の多くは保護者の学納金負担に任されています。</p> <p>2010年度から実施され2014年度に加算支給額と対象世帯を拡大した就学支援金制度と2014年度から実施された「奨学のための給付金」により学費の公私間格差は一定程度是正されました。</p> <p>しかし、私立高校の学費は就学支援金分を差し引いても全国平均で年額初年度納付金60万円、入学金を除いて44万円と高額な負担が残ります。また、各都道府県の授業料減免制度の差により居住する場所によって学費負担に大きな格差が出る学費の自治体間格差も存在しています。この格差を無くしていくには国の就学支援金制度の拡充が強く求められます。さらに、私立中学校に通う生徒にも学費補助をという声が全国的に上がっています。</p> <p>未来を担う子どもたちのために教育予算を増額し、私学に通う生徒・保護者の学費負担を軽くし、私学教育本来の良さを一層発揮させる教育条件の維持・向上をはかるために、私立高校生への就学支援金制度と私学への経常費助成補助の大幅拡充は当然の方向であり強く求められるところです。</p> <p>私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念にもとづいて、私学助成の一層の充実を図るよう、以下の項目について陳情いたします。</p> <p>【陳情項目】</p> <p>国(内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣)に対し、地方自治法第99条に基づき「公私の学費格差をさらに改善し、すべての子どもたちに学ぶ権利を保障するため、私学助成の一層の増額を要望する」の意見書を提出してください。</p>

陳情番号	件名
第 29 号	神奈川県に私学助成の拡充を求めることについて
受理年月日	
28.11.16	

陳情の趣旨
<p>【陳情理由】</p> <p>神奈川県は、各校が建学の精神に基づき、豊かな教育を作り、神奈川の教育を支える担い手としての役割を果たし続けてきました。</p> <p>しかし神奈川県の私立学校への生徒一人あたり経常費補助は、全国でも数少ない国基準（国庫補助金と地方交付税交付金の合計額）以下であり、私立高校では国基準324,627円に対して305,254円、中学校は同317,074円に対して219,752円、小学校は同315,419円に対して219,718円、幼稚園では同180,544円に対して152,505円と、すべての校種で、全国最下位水準の助成額です。このため神奈川県の私立高等学校の入学金を除く平均学費は、約68万と関東で最も高く、全国的にも極めて高い学費のままです。</p> <p>また、将来の大地震への対応が、私学各校にとって大きな課題であり、大きな財政負担となっています。しかし施設設備助成が神奈川県にはなく、すべて保護者の負担となっており、これも高学費の要因のひとつとなっています。</p> <p>家庭への学費補助は、年収250万円未満世帯については国の就学支援金と神奈川県私立高等学校等生徒学費補助金を合わせて、県内私立高等学校の平均授業料相当額まで補助されています。しかし生活保護世帯でも年間約25万円の自己負担が必要です。就学支援金、神奈川県私立高等学校等生徒学費補助金があっても、私学を希望する生徒・保護者にとって重い学費負担があり、学費負担が可能な家庭でも、不測の事態が起こって家計が急変すれば、たちまち授業料の納入に支障をきたす状況です。</p> <p>大阪府では年収610万円未満世帯の保護者負担ゼロ、800万円未満世帯の保護者負担は年間11万円です。京都府では年収250万円未満世帯の保護者負担ゼロ、年収500万円未満世帯の保護者負担は年間7万円と保護者負担が大きく軽減されています。さらに、埼玉県では学費補助の対象に施設整備費を含めることとなり、年収500万円未満世帯では、授業料と施設費を合わせた学費の無償化が実現し、東京都でも補助対象が施設費を含めた学費に拡大されました。さらに、私立中学校に通う生徒にも学費補助をという声が全国的に上がっています。</p> <p>神奈川県では私立高校の高学費が原因で私立高等学校を選択できず、公立中学校卒業生の全日制高校進学率は前年より改善しているとはいえ、90.9パーセントととても高いとはいえない水準が続いています。私たちは教育の無償化をすすめる</p>

ことで、すべての子どもたちの学ぶ権利を保障することが重要であると考えています。そして神奈川県においては、私学助成の抜本的な改善によって、私学経営の安定を図り、保護者の学費負担を軽減することが県政の急務と考えます。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念にもとづいて、私学助成の一層の充実を図るように、以下の項目について陳情いたします。

【陳情項目】

神奈川県知事に対し、地方自治法第99条に基づき「平成29年度予算において私学助成の拡充を求める」意見書を提出してください。